

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）が通院のため労働できなかった日の休業補償給付を不支給とした処分の一部に誤りがあったとして、原処分の一部を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、タクシー乗務員として勤務していたところ、事業場内で同僚から暴行を受け、「右膝窩部打撲傷」を受傷した。

請求人は、当該傷病の療養のために労働することができなかったとして、97日間分の休業補償給付を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、当該傷病を業務上の事由によるものと認め、平成〇年〇月〇日までの25日間分の休業補償給付について支給する処分をし、平成〇年〇月〇日以降の72日間分の休業補償給付について、療養のため労働することができなかったとは認められないとして、不支給とする処分をした。

2 審査請求の理由

平成〇年〇月〇日以降も右膝に痛みがあり、タクシーの運転に支障があるため休業していたものであり、監督署長の処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

〇〇病院の主治医は、「レントゲン及びMR I検査の結果、異常は認められなかったため、請求人の傷病は単なる『打撲傷』である。請求人は、痛みが継続していると訴えているが、3週間程度の療養で一般的な労働は可能になる。」と意見している。

したがって、療養開始から3週間経過した平成〇年〇月〇日以降は、療養のため労働することができなかったとは認められず、不支給と判断したものである。

4 審査官の判断

- (1) 専門医も、「〇〇病院でのMR I検査で異常が認められなかったことから、請求人の傷病は『打撲傷』であり、3週間程度の療養で一般的な労働が可能になると判断した主治医の意見は妥当である。」と意見しているが、この意見は治療の必要性までも否定するものではない。

また、原処分庁は、請求人の当該傷病の治ゆ日について、平成△年△月△日（請求人が休業補償給付を請求した期間の最終日以降の日）と判断している。

- (2) 請求人の通院状況について〇〇病院に確認したところ、請求人は、不支給とされた平成〇年〇月〇日以降、計35日間通院し、診察と治療を受けていたことが認められる。また、通院日については、通院時間、診察時間及び治療時間から、請求人は労働することができなかったものと認められる。

- (3) 以上のことから、監督署長が不支給とした72日間分のうち、通院日である35日間については、業務上の傷病による療養のため労働することができなかったものと認められることから、当該35日間分の監督署長の不支給処分については、これを取り消し、その余の期間については、審査請求を棄却する。